

## 五監公告第13号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成24年6月28日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
平 井 敏 弘

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査の対象課

企画政策課

### 3. 監査の範囲

平成23年度の財務に関する事務の執行

### 4. 監査の実施期間

平成24年5月30日～平成24年6月27日

### 5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

### 6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

特に指摘する事項なし

(2) 所見

財政の健全化を進めながら、最小の経費で最大の効果をあげるために策定された「五泉市行財政改革大綱・五泉市集中改革プラン」は、平成23年度で計画の最終年度となり、総人件費の抑制や指定管理者制度の導入など計画的に実施し、一定の成果がみられた取組みがある一方、受益者負担金の見直しや一部事務組合の事務部門の統合など未実施となっている取組みもある。

今後、生産年齢人口の減少や地域経済の低迷によりますます厳しい財政状況となることが想定される。平成23年度において、平成24年度から平成28年度までの第2次五泉市行財政改革大綱が策定され新たなプログラムに移行されるが、先の計画での未実施の項目を含め確実なプログラムの実行により更なる行政改革の推進を期待するものである。